

法人協

第3号

2006年12月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

～法人協の存在意義、これまでの事業の振り返り、 今後の展望・ビジョン～

社会福祉法人協議会 会長
(社福) 東京援護協会 理事長 山口 桂造

常日頃、会員の皆様方には社会福祉法人協議会の活動にいろいろと御支援を賜わり誠に有り難く感謝を申し上げます。

昨今は福祉事業に関して、法令の改正や単価の減額等、めまぐるしく変更され事業者としての施設経営に頭を痛めておられることと拝察申し上げます。

平成12年の介護保険の導入によって、今までの措置と異なり利用契約となり、施設利用者の皆様と施設の関係は同等の立場から、施設の運営やサービスの内容に多くの要望が出される状態となり、また法人としてもサービスの内容を含む、施設の現状を開示（第三者評価他）するよう求められ、常に内容のチェックや、より良いサービスが提供できるような質の向上に努力をする時代となりました。

また従来は国と都道府県から施設整備費としての4分の3の補助がありましたが、三位一体改革の一環として税源委譲され、都道府県により、その内容が異なっています。国及び地方公共団体と社会福祉法人等が行うとした第一種事業や第二種事業でも介護保険の導入と共に第二種事業には民間法人（株式会社その他の団体）の参入が図られ、規制改革会議等では第一種事業にも民間法人へ門戸が開くべきとの議論があります。更に退職共済制度も、今まで社会福祉法人が3分の1の負担、残り3分の2を国と都道府県の負担でありましたが、高齢者施設では本年4月1日採用者より加入する場合、法人負担が3分の3となり、先行きはかなりの種別でも3分の3負担となることと思います。また社会福祉法人が民間法人と一番異なるのは非課税であることです。過去は措置（国庫負担金）で施設を運営してきたので、税金に税金を課すことは、二重課税となりできないことでしたが、介護保険の導入で保険が財源となったので、保険の施設で余剰金があれば、課税となる訳ですが、民間が介護保険の仕事で利益ができれば当然課税となるわけで、同じ仕事をして、一方は税が課せられ、一方は無税となるのでは当然不合理であると云えることになるので、国は課税をすべく検討を始めています。またその他の種別に置いても、それぞれ課題を抱えていて、「問題のない種別はない」と言われており、これから数年は福祉業界にとって改革の嵐の中を進むこととなります。

以上現況を再認識していただき、この現状をどう打破していくべきか、そこで社会福祉法人協議会としては、会員の皆様方との関係を強め、全国社会福祉施設経営者協議会（全国経営協）と密接に連絡を取り合い、社会福祉法人こそが真の福祉の担い手であることをアピールして行くべく、法と法との谷間にある人々や低所得者の方々に積極的に手を差し伸べるべきで、救い求め人々がいるかぎり公益法人としての責務として立ち上がるべきと考えます。

当然、国、地方公共団体も支援すべきだと思います。それを行う事により安全、安心が確保され、すばらしい国づくりが出来てくると思います。これからも法人協は皆様方に多くの情報を提



供し、法人改革の手助けをし、また人材育成のため東社協と共にセミナー等を開催、再には施設整備の資金調達の方法の研究等を始め、法人が今必要な課題を取り上げ、皆様方に信頼される法人協づくりをしていきたいと、考えております。

それ故に皆様方もまた多くの情報・苦情を法人協に投げかけていただくことで、更なる発展があると思っております。是非これからも法人協に助力をお借し下さい。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

◇ 福祉医療機構の退職手当共済制度18年度制度改正への

東社協従事者共済会の対応とその後の動き

福祉医療機構の退職手当共済制度では、18年4月から①介護保険制度の対象となっている高齢者関係施設に18年4月以降に採用された職員への掛金助成が廃止され任意加入となり、②全施設で給付水準が1割削減される制度改正がありました。

これを受けて従事者共済会では、今回の改正が将来高齢者関係施設以外にも広がる懸念があることから、従事者共済会全体の課題ととらえ、さる7月に従事者共済会の対応方針をまとめ、会員にお知らせしました。

従事者共済会の対応方針は、18年度制度改正で任意加入となった高齢者関係施設で18年4月以降に採用された正規職員の退職金制度は、中小企業退職金共済制度（中退共）が福祉医療機構の退職手当共済制度に最も近い制度であるとし、従事者共済会と中退共加入がふさわしいとしました。

従事者共済会は、昭和32年に東社協会員の総意で設立され、285億円の資産と34,653人（18年3月末現在）の会員を抱える全国でも最大の福祉従事者の退職共済制度です。福祉従事者の勤務特性をふまえ短期勤務者の退職給付にも手厚い配分をしていることや、労使折半の掛金制度のため限られた事業主負担で倍の給付が得られるなど、他の退職共済制度にない特長があります。今年度も着実に会員数は増加しています。

一方、中退共は、法定の退職共済制度として最も大きな制度です。今回の方針決定を受けて、18年4月以降採用者を福祉医療機構から中退共に移行した高齢関係施設は、12月1日現在38か所です。

なお、福祉医療機構の18年度制度改正を受けて、18年4月以降採用の正規職員を福祉医療機構の退職手当共済制度の被共済職員としない届出をした高齢関係施設は全国で38.5%、東京で48.0%（18年8月）であり、今後の動向が注目されるところです。

◇ 「認定こども園」について

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの問題が指摘されており、制度の枠組みを超えた対応が求められています。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」が、平成18年10月からスタートすることになりました。

各都道府県では国が定めた指針をもとに具体的な認定基準を条例等で定めます。10月より実施しているところは少なく、東京都では12月議会で提案し実質的には平成19年4月より本格実施となるようです。

■ 認定こども園の機能

① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず受入れて、教育・保育を一体的に行う機能です）

② 地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能です）

2つの機能を備える施設について、都道府県知事から認定こども園として認定を受けることができる仕組みとなっています。

■ 認定こども園の仕組みと財政措置

◎第1類型：幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一般的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

特例措置として、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費および施設整備費の助成が可能です。

◎第2類型：幼稚園型・・・認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保する

など、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプです。

幼稚園の運営費および施設整備費を活用できます。

◎第3類型：保育所型・・・認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプです。

保育所の運営費および施設整備費を活用できます。

◎第4類型：地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプです。

国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源での対応になります。

■ 認定こども園の認定基準

認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定めた「国の指針」において、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のような事項を定め、東京都では12月議会で決定する予定です。

＜国の指針の内容＞

◎職員の配置

- ・0～2歳児については、保育所と同様の体制です。
- ・3～5歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制です。

◎職員の資格

・0～2歳児については、保育士資格保有者です。
・3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しかない者を排除しないよう配慮します。

◎教育・保育の内容

- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供します。
- ・施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配慮します。
- ・認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成します。
- ・小学校教育への円滑な接続に配慮します。

◎子育て支援

- ・保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保します。（親子の集う場を週3日以上開設するなど）
- ・さまざまな地域の人材や社会資源を活用します。

■ 認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約になり、利用料は基本的には施設で決定します。その際、「就学前教育保育法」第13条により経済的、身体的、精神的または家庭的等に配慮が必要な子どもたちの入所が排除されないように規定されています。

なお、幼保連携型、保育所型については、区市町村が保育に欠ける子どもの認定を行います。

以上の内容について東京都では認定基準等を定めるための条例制定作業を進めています。

東京都内には、5つの保育団体があります。今後、東京都が細かな条例制定作業に当たって、未来を担う子どもの育ちを保障し、次世代育成支援対策や少子化対策を推進する立場を考えるべく、保育4団体（日保協多摩支部・東京私保連・日保協区支部・三保連）が7月に、東社協保育部会が10月に条例内容についての要望をいたしました。内容については「直接契約方式の弊害の対応について」「4類型ある中で、幼保連携型を限定または基本とする」「適正な職員配置、体制について」「児童福祉法最低基準を基本とする」「自園調理を必須とする」「設置の地域の配慮を行う」「保育料の価格競争の監督をする」「保育所と同じ指導検査内容を実施する」「施設長の資格について」「保育の定義」等についてです。

今までの未就学の園は、「保育に欠ける子ども中心として役割を果たす保育所」「幼児教育を中心として役割を果たす幼稚園」と専門性を持った機能・役割を担ってきましたが、今後は地域の子育て支援を中心として役割を果たす認定こども園も加わり、それぞれの専門性を超えた柔軟な対応が必要となってくることでしょう。

また、都道府県の裁量によって名称は同じであっても様々な違いのある園が誕生することでしょう。東京都独自の制度である認証保育所が、今後どのように新しい条例内容に関わっていくか、どう変わっていくのかも注目すべき点ではないでしょうか。

社会福祉法人立の認可保育所が、現状を受け止めて希望する姿への変革が必要なきを迎えてきたと思います。今後は保育所の枠組を超えた対応も必要になることでしょう。

社会福祉法人のルーツを探る②

社会福祉法人 藤倉学園 理事長 川田 仁子 氏

聞き手 社会福祉法人 徳心会 理事 関根陸雄（法人協広報委員会委員）

第2回のインタビューは中央区京橋に法人本部がある藤倉学園理事長の川田さんにお話を伺いました。

当時日本では施策が遅れていた知的障害者のための施設を川田さんの父、貞治郎氏が1919年大島に藤倉学園（現知的障害者更生施設・大島藤倉学園）として立ち上げ、先駆的に知的障害者の福祉事業に携わってきました。その後1958年に八王子市に知的障害児施設「多摩藤倉学園」を設立、翌年に川田さんが理事長（当時の名称は常任理事）に就任し、今日に至っています。



Q1

藤倉学園を設立した背景を聞くと、川田仁子さんの父、川田貞治郎氏の話は抜きには語れないと思います。貞治郎氏はどのような経緯で藤倉学園を立ち上げたのでしょうか？

▶ 父は開成中学校に行き、後にクリスチャンになったため現在の青山学院に転校しました。普及福音神学校を卒業して牧師になり、有馬四郎助^(※1)さんが運営していた小田原の感化院^(※2)で知的障害者の方と出会いました。そこで子どもたち自身が悪いのではなく、そそのかす人たちが悪いのであると知り、知的障害を持った子どもたちへの教育の必要性を感じたそうです。そして1911年、水戸市に「私塾日本心育園」を設立し、「教育的治療教授法」（心練）の基礎的研究と実践を始めました。当時は医師でもないものが障害を治すとは何事だとの批判も受けたそうです。

その後2年半にわたりアメリカの施設などで学びました。

そのような中、藤倉電線株の役員の中内春吉氏は慈善事業に金子を寄附しようと東京府知事の井上友一氏を訪ね、知的障害者の施策が遅れていると知り、誰か紹介して欲しいと話したところ滝乃川学園の石井亮一氏^(※3)を紹介してもらいました。石井氏は「最近帰国した新進気鋭の士の川田」と推薦して下さって、父が中内氏の私財23万円を預かることとなりました。父は北海道から九州まで土地を探し回り、良い場所がない旨を中内氏に報告すると、伊豆大島に土地家屋がある他に農場の4万坪があるとの事。そこに施設を作ることになり、1919年に財団法人藤倉学園、初代理事長に中内氏、そして父が常務理事・園長の職に就きました。

最初に養育院にいた孤児たちに会い、見て7名を選んで一緒に大島に渡り、漢字四文字を組み合わせて名前もつけ、油工場のあった元村25番地を本籍地としました。

Q2

藤倉学園の設立後も様々な苦労があったと思いますが？

▶ 1944年、帝都を守る最後の砦として伊豆大島を要塞化しようという動きがあり、軍より疎開を要請されました。しかし、戦前は知的障害者のための施設が全国で8つしかなく、その中で疎開したのは私たちだけです。関東地方の旅館や学校の体育館、公民館等は満杯でありました。東大の内村祐之教授の紹介で山梨県の清里村の清泉寮を買い求めて疎開しましたが、最悪の食糧事情のために10人もの園児が天に召されました。

終戦の後、直ちに貨物列車や漁船を乗り継いで大島に渡り、施設の状況を調べました。以前の定員は50名で職員15名と住んでいた施設に、500名の人が住んでいた

らしく、講堂や教室だけでなく、廊下や押入にも寝ていた様子が窺われました。

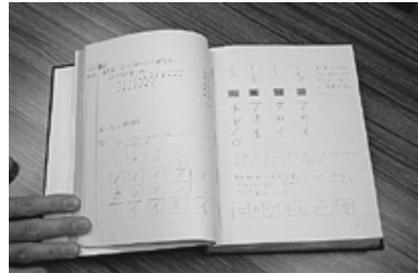
1951年に社会福祉事業法が制定されましたが、父は社会福祉法人化を渋りました。膨大な寄附をいただき、財団法人として来たので、全体の変化があったとは言え、軽々しく路線変更すべきでない思いや御子息である二代目の理事長から御自分の本業に専念したいため、辞表をだされたことと厚生省の「川田先生にはこれの後には決してご苦勞は掛けない」との言葉がありましたので、1952年に社会福祉法人となりましたが、常任理事（代表理事）という言葉にこだわりました。

Q3 心練とはどのようなものですか？

▶「心練」とは父が神学校で学んだ哲学などをもとに独創したものであり、諸感覚を呼び覚まし、筋肉の発達を促進、精神活動を活発にし、本人の注意、集中、忍耐、持久、判断、自制、創造力を育てることを目的としたものです。

例えば基本動作心練では「ス」と言ったら座る。「スー」とゆっくり言ったら、ゆっくり座るように訓練していました。

戦前、父はノートで手書きの教科書を作成し、文字や言葉の勉強をさせていました。（写真参照）



この心練は現在の藤倉学園でも毎日の日課に取り入れています。

Q4 川田仁子さんが精神科の医師になったのはお父さんの事業の影響があったのですか？

▶影響があったかは分かりませんが、6歳の時に医者になろうと決心していました。東京女子医専（現在の東京女子医大）に入り、探偵小説が好きだったので法医学をやるつもりでした。しかし、父が医者になろうという人に「精神科がよい」と薦めていたのに、私にはそのようなことを一切言ってもらえなく、悔しかったからか、精神科の医者になろうと思いました。あるいは両親の戦術に見事にはめられたのかも知れません。

Q5 現在、障害者自立支援法が施行されたり、今年の8月に出された「社会福祉法人経営の現状と課題」では社会福祉法人の合併や廃止等が言及されたりと大きな動きがありますが、昔と比べて今の状況をどう感じますか？

▶父は自分でテストをして生活歴も把握して上で入園させておりました。社会福祉法人となり、児童相談所や福祉事務所が選んで入園してくるので不服の様子でした。また歴史があるから、経験があるからと重度の人が入園するので中々大変でした。金銭面で苦勞をかけませんとの厚生省の約束で歩いてきたのに今回の障害者自立支援法は裏切られたような感じがあります。

昔の事になりますが、私は終戦の後、比較的早く厚生省の中央児童福祉審議会の委員になりました。医者で社会福祉に関心のある人が少なかったからでしょう。ある日、私は厚生省内の医務局・社会局という座を取っ払って障害者のための「障害局」を作っては如何か？と提案してみました。さらに文部省や労働省にも「障害局」を設け施策を展開すべきだと申し、今でも良い案だと確信するのですが、傍聴席にいた偉そうな軍人だったような方から「おい、そこの若い女！名誉ある傷痕軍人と障害者を一緒にするな！」と怒鳴られて…。

今後も障害者のために教育・福祉・医療・労働を総合的に検討の上、施策に移すべきと思っています。

- ※1 有馬四郎助…1867～1937。小田原に日本で最初の女子教護施設である根岸家庭学園などを設立。
- ※2 感化院…感化法により各都道府県に義務設置された不良児童の感化救済施設。その後、1947年の児童福祉法の制定により教護院として、1998年の児童福祉法改正により現在の児童自立支援施設となる。
- ※3 石井亮一…1864～1934。日本で最初の知的障害者施設である滝乃川学園の創設者。日本精神薄弱児愛護協会（現日本知的障害者福祉協会）の初代会長。ちなみに戦後の初代会長は川田貞治郎氏。後に川田仁子氏が副会長に就任。

■ 法人協での取り組み

☒ 調査研究委員会

これまで都民等に社会福祉法人の重要性や役割について理解を進めるため、調査報告書「社会福祉法人の重要性とその役割」や都民向けのパンフレット「あなたの地域の社会福祉法人」を作成しました。今年度は社会福祉法人自らがその役割を果たすために「社会福祉法人の地域福祉活動」について調査研究を進めることとなりました。8月には都内法人への実施状況の調査、今後は約20法人の現地調査を実施し、今年度中に「事例集」を発行し、また3月の総会時には中間報告を行う予定です。

☒ 研修委員会

10月16日に「やる気が高まる職場づくりとリーダーシップ」をテーマに(株)エンパワーリング代表取締役の上村光弼氏をお招きし、研修会を開催しました。これまで東京都青年経営者会で実施していた研修会を法人協とタイアップした形で実施し、100名近くの参加がありました。今後も人材育成等をテーマにした研修会を企画する予定です。

☒ 今後の予定

総会 平成19年3月8日（木）午後2時～ 会場 飯田橋セントラルプラザ

※内容等の詳細は追ってご案内します

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

先般、日本経済新聞で、作家の五木寛之氏が「養情」について述べていました。物質的には豊かだが、心貧しい国。今の日本は戦後最悪の状態にあると思う。今の日本に一番欠けているのは人間らしい感情だと思う。豊かな情感・感情を取り戻すべきだと語っていました。

今、社会福祉法人のあり方が論じられています。五木寛之氏の話をごらして考えたときに、経営、改革も必要だが、日本の社会福祉の原点を見つめ、今こそ社会福祉法人の存在意義を示すべき時だろう。
(広報委員 栗原高明)

法人協 第3号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7174
発行人 社会福祉法人協議会 会長 山口 桂造
発行日 平成18年12月12日
編集 広報委員会